

上士幌町太陽光発電等再エネ設備導入補助金実施要領

(目的)

第1条 この要領は、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの導入 促進を図るため、太陽光発電等再エネ設備導入支援金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施要領において使用する用語は、特に定めのない限り交付要綱において使用する用語の例による。

(補助金の交付申請)

第3条 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定又はF I P制度の認定を既に取得している場合は、補助金の交付対象者とはしないものとするが、固定価格買取制度（F I T）又はF I Pの認定を取り消したことがわかる書類を交付申請書とともに提出した場合は、補助金の交付対象者としてすることができる。

(過去の町補助金との関係)

第4条 交付要綱別表第3条において、過去に上士幌町住宅用太陽光発電システム導入補助金（令和6年3月31日廃止）で導入した太陽光発電設備等の対象システムを有する場合、財産の処分の制限期間内は、太陽光発電設備に係る設置については増設のみを対象とする。なお、前記の期間を経過した場合は、対象システムの入れ替えについても補助の対象とする。

(補助対象)

第5条 補助金の交付は、1電力契約において1回限りとし、対象システムの各種設備を1つずつまでとする。また、同じ設備を2点以上交付申請することはできない。

(各年度の予算)

第6条 交付要綱第6条において、補助金等交付申請書の受付に関しては、各年度における予算の範囲内において先着順とする。予算に達した場合は受け付けを停止し、翌年度以降への交付申請の繰り越しは行わない。なお、予算に達した場合は、町ホームページ等で周知する。

(手続き代行)

第7条 交付要綱第6条、第9条及び第12条において、各申請書及び報告書等の提出時は、各種申請等手続きの代行は認めず、補助対象者名にて提出するものとする。

(軽微な変更)

第8条 交付要綱第9条ただし書きの規定による軽微な変更は次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額において20%未満の変更が生じるとき。
- (2) その他、上士幌町補助金等交付規則の運用について（通達）によるものとする。

(法定耐用年数に満たない補助対象システムの処分)

第9条 交付要綱第11条第1項において、法定耐用年数に満たない場合における補助対

象設備の廃棄等の処分が生じた場合は、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」（平成20年5月15日環境会発第0800515002号）第3項2号に規定する財産処分の方法に基づき、補助金の返還を求めることができる。

（データ取得）

第10条 交付要綱第11条第4項に規定する「発電量等データの取得」は、下記のとおりとする。

（1）太陽光発電設備を設置した補助金の交付を受けた者における、「発電量kWh」「売電量kWh」「自家消費量kWh」の法定耐用年数期間中の1か月ごとの数値。

（2）定置用蓄電池若しくはV2H充電設備のみの導入の場合は、既に導入している太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の前号にかかる数値は求めない。

2 その他数値等が必要となった場合、第1項第2号の場合も含め、別途、補助金の交付を受けた者へ協力を求めることができる。

（太陽光発電設備を新規導入する場合の実績報告）

第11条 交付要綱別表第12条第5号において、太陽光発電設備を導入する場合、本補助事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量が、当該設備で発電する電力量の30%以上（家庭用）若しくは50%以上（業務用）とわかるモニタ画面の写真または数値を出力した資料等を実績報告書とあわせて提出するものとする。なお、当該自家消費電力量の計測については、実績報告書の提出期限日までにおける、特定の1日の資料等で足りるものとする。

（定置用蓄電池若しくはV2H充電設備のみ導入の場合の実績報告）

第12条 定置用蓄電池若しくはV2H充電設備のみの導入の場合、交付要綱別表第12条第3号で規定する「電力会社による太陽光発電余剰電力受給契約確認書等の写し」については、設置済である再生可能エネルギー発電設備の契約確認書の写しとする。

2 前項にかかる導入の場合、交付要綱別表第12条第5号で規定する太陽光発電設備で発電して消費した電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」（一般住宅対象）若しくは「50%以上」（事業者対象）であることを証明する書類等は、提出を必要としない。

（虚偽報告等）

第13条 交付要綱第15条において、当該補助金を活用し設置した法定耐用年数期間中の設備について、当該期間途中での固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度等の認定を行う等、補助金の目的外使用や虚偽申請が発覚した場合は、原則として受け取った補助金の全額の返還を求める。